

(務)第22号

平成27年2月16日

項目コード	A 0 2 0 3
保存期間	30年
廃棄年月日	平成57年2月16日
担当係	企画係

本部各部課長
各警察署長 殿

三重県警察本部長

本部連絡会議の運営について(例規通達)

対号 本部連絡会議の運営について(例規通達・平成15年8月29日(務)第47号)

この度、三重県警察の処務及び勤務に関する訓令(昭和45年三重県警察本部訓令第10号)第42条第2項の規定に基づく本部連絡会議を下記のとおり運営することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、対号例規通達は、廃止する。

記

1 会議の目的

この会議は、本部各課における適正な業務運営の推進に資するため、業務に関する情報共有及び意見交換を行うことを目的とする。

2 構成員

- (1) 会議は、本部各課の次長、副隊長、副センター長、副所長及び副校長並びに警務部警務課長(以下「警務課長」という。)が指名する者により構成する。
- (2) 業務の都合等により構成員が出席できないときは、代理者を出席させることができる。

3 会議の開催

- (1) 会議は、警務課長が必要と認める場合に開催する。この場合において、全ての構成員を出席させる必要がないと認めるときは、必要と認める構成員のみを出席させるものとする。
- (2) 構成員は、会議を開催することが相当と認める事情があるときは、警務課長に対し、会議の開催を要請することができる。

4 会議の運営

- (1) 司会進行は、警務課長が指名する者が行う。
- (2) 事務局を警務部警務課内に置き、開催の通知、協議事項等の取りまとめ、進行その他会議の運営に関し必要な事務を行う。

- (3) 会議の進行上必要があるときは、直接の事務担当者及びその他の者を出席させ、説明を求めることができる。